

市議会令和8年第3回定例会

議案及び議案資料

議案第1号～議案第10号

(第1集)

目 次

議 案 第 1 号	柏市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第1号資料	柏市印鑑条例の一部を改正する条例について	3
議 案 第 2 号	柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第2号資料	柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を改正する条例について	7
議 案 第 3 号	柏市近隣センター条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第3号資料	柏市近隣センター条例の一部を改正する条例について	1 1
議 案 第 4 号	柏市民文化会館条例の一部を改正する条例の制定について	1 3
議案第4号資料	柏市民文化会館条例の一部を改正する条例について	1 7
議 案 第 5 号	柏市アミューゼ柏条例の一部を改正する条例の制定について	1 9
議案第5号資料	柏市アミューゼ柏条例の一部を改正する条例について	2 1
議 案 第 6 号	柏市特殊詐欺被害防止等条例の一部を改正する条例の制定について	2 3
議案第6号資料	柏市特殊詐欺被害防止等条例の一部を改正する条例について	2 5
議 案 第 7 号	柏市児童福祉審議会条例の制定について	2 9
議案第7号資料	柏市児童福祉審議会条例について	3 5
議 案 第 8 号	柏市児童相談所条例の制定について	3 9
議 案 第 9 号	柏市こども・若者相談センター条例の制定について	4 1
議 案 第 1 0 号	柏市地域子育て支援施設条例の一部を改正する条例の制定について	4 7
議案第10号資料	柏市地域子育て支援施設条例の一部を改正する条例について	5 3

柏市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

柏市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者に係る登録印鑑の制限を改めるとともに、印鑑登録証明書の交付申請の方法に特定在留カード等を使用する方法を加えたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市印鑑条例の一部を改正する条例

柏市印鑑条例（昭和60年柏市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「非漢字圏の者」の次に「（漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含む。以下同じ。）」を加える。

第10条第4項中「第2条第7項に規定する個人番号カード」の次に「若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書」を加え、「第22条第7項の規定により同条第1項」を「第22条第7項（同法第22条の3第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定により同法第22条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第1号資料

柏市印鑑条例の一部を改正する条例について

柏市印鑑条例（昭和60年柏市条例第21号）新旧対照表

改正前	改正後
(登録印鑑の制限) 第5条 略 2 略 3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の者が住民票の備考欄に記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。))がされている片仮名を使用した氏名の表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合は、当該印鑑を登録することができる。 (印鑑登録証明書の交付) 第10条 略 2及び3 略 4 前3項の規定にかかわらず、登録者は、自ら多機能端末機(市長の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置する端末機であって、印鑑登録証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第7項の規定により同条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。))又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第7項の規定により同条第1項に規定する電磁的記録媒体に同項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。))を使用して電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項又は第59条の3第2項に規定する暗証番号その他必要な事項を入力する方法により、印鑑登録証明書	(登録印鑑の制限) 第5条 略 2 略 3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の者(漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含む。以下同じ。))が住民票の備考欄に記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。))がされている片仮名を使用した氏名の表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合は、当該印鑑を登録することができる。 (印鑑登録証明書の交付) 第10条 略 2及び3 略 4 前3項の規定にかかわらず、登録者は、自ら多機能端末機(市長の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置する端末機であって、印鑑登録証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード若しくは出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第7項(同法第22条の3第2項の規定により準用する場合を含む。))の規定により同法第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。))又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第7項の規定により同条第1項に規定する電

の交付を申請し、その交付を受けることができる。	磁的記録媒体に同項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)を使用して電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項又は第59条の3第2項に規定する暗証番号その他必要な事項を入力する方法により、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。
--------------------------------	--

柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を改正する
条例の制定について

柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

市医等の報酬の額を改めるとともに，児童相談所弁護士の報酬の額を定めたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を改正する 条例

柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例（昭和61年柏市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1第28号中「25,500円」を「27,100円」に改め、同表第32号及び第35号中「85,500円」を「85,900円」に改め、同表第36号の3及び第42号中「25,500円」を「27,100円」に改め、同表第42号の2中「56,000円」を「63,000円」に改め、同表第42号の4中「24,000円」を「27,000円」に改め、同表第42号の5の次に次のように加える。

42の6	児童相談所弁護士	月額	27,000円
------	----------	----	---------

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

議案第2号資料

柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を改正する条例について

柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例（昭和61年柏市条例第3号）新旧対照表

改正前				改正後			
別表第1(第2条)				別表第1(第2条)			
号	職名	支給区分	報酬額	号	職名	支給区分	報酬額
1から27まで 略				1から27まで 略			
28	市医	日額	<u>25,500円</u>	28	市医	日額	<u>27,100円</u>
29から31まで 略				29から31まで 略			
32	福祉事務所嘱託医	月額	<u>85,500円</u>	32	福祉事務所嘱託医	月額	<u>85,900円</u>
33及び34 略				33及び34 略			
35	児童発達支援センター管理医	月額	<u>85,500円</u>	35	児童発達支援センター管理医	月額	<u>85,900円</u>
36及び36の2 略				36及び36の2 略			
36の3	小児慢性特定疾病審査会委員	日額	<u>25,500円</u>	36の3	小児慢性特定疾病審査会委員	日額	<u>27,100円</u>
36の4から41まで 略				36の4から41まで 略			
42	医療的ケア児等保育実施検討審査会委員	日額	<u>25,500円</u>	42	医療的ケア児等保育実施検討審査会委員	日額	<u>27,100円</u>
42の2	スクールロイヤー	日額	<u>56,000円</u>	42の2	スクールロイヤー	日額	<u>63,000円</u>
42の3 略				42の3 略			
42の4	行政不服審査会委員	日額	<u>24,000円</u>	42の4	行政不服審査会委員	日額	<u>27,000円</u>
42の5 略				42の5 略			
				42の6 児童相談所弁護士			<u>27,000円</u>
43及び44 略				43及び44 略			
備考 略				備考 略			

柏市近隣センター条例の一部を改正する条例の制定について

柏市近隣センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

柏市西原近隣センターの料理実習室を廃止し，多目的室を設置するとともに，当該多目的室の使用料の額を定めたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市近隣センター条例の一部を改正する条例

柏市近隣センター条例（平成１２年柏市条例第３７号）の一部を次のように改正する。

別表第２第１項の表柏市西原近隣センターの項中

「

料理実習室	4	9 5 0
-------	---	-------

を

」

「

多目的室	3	4 1 0
------	---	-------

に改める。

」

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して９月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から起算して８月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の柏市近隣センター条例（以下「新条例」という。）の柏市西原近隣センターの多目的室の使用に係る新条例第７条の規定による許可、新条例第８条の規定による届出、新条例第９条の規定による許可の取消し及び新条例第１１条の規定による使用料の減額又は免除並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日においても、新条例第７条から第９条まで及び第１１条の規定の例により行うことができる。

議案第3号資料

柏市近隣センター条例の一部を改正する条例について

柏市近隣センター条例（平成12年柏市条例第37号）新旧対照表

改正前				改正後			
別表第2(第10条第1項)				別表第2(第10条第1項)			
1 施設使用料				1 施設使用料			
施設		単位(時間)	使用料(円)	施設		単位(時間)	使用料(円)
柏市旭町近隣センターから柏市田中近隣センターまで 略				柏市旭町近隣センターから柏市田中近隣センターまで 略			
柏市西原近隣センター	和室から会議室A・B・Cまで 略			柏市西原近隣センター	和室から会議室A・B・Cまで 略		
	料理実習室	4	950		多目的室	3	410
体育館 略				体育館 略			
柏市永楽台近隣センターから柏市手賀近隣センターまで 略				柏市永楽台近隣センターから柏市手賀近隣センターまで 略			
備考 略				備考 略			
2 略				2 略			

柏市民文化会館条例の一部を改正する条例の制定について

柏市民文化会館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

同一の個人又は団体による同一の施設の連続した期間の使用に係る制限の廃止等を行いたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市民文化会館条例の一部を改正する条例

柏市民文化会館条例（昭和４７年柏市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第４条の３第３号中「許可等，」を「許可等及び」に改め，「及び第１０条ただし書の規定による使用の期間の制限の解除」を削り，同条第７号中「減額」を「減免」に改める。

第１０条を次のように改める。

第１０条 削除

第１６条の見出し中「減額」を「減免」に改め，同条中「減額する」を「減額し，又は免除する」に改める。

第１９条各号を次のように改める。

- (１) 公の秩序を乱し，又は保安上危険を及ぼすおそれのある者
- (２) 他人に危害を及ぼし，又は迷惑となる物品又は動物を携行する者
- (３) 前２号に掲げる者のほか，会館の管理運営に支障を及ぼすおそれがあると認められる者

第１９条の４第１項中「第５条から」の次に「第９条まで，第１１条から」を加える。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は，公布の日から起算して１年５月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし，第４条の３第７号，第１６条の見出し及び同条並びに第１９条各号の改正規定並びに附則第３項の規定は，公布の日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例による改正後の柏市民文化会館条例（以下「新条例」という。）の規定は，この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた新条例第８条第２項の申請に係る同一の個人

又は団体による同一の施設（新条例第３条に規定する施設をいう。）の使用（以下「同一施設使用」という。）（施行日から起算して３月を超えない範囲内において規則で定める日以後の日を含んだ連続した同一施設使用に限る。以下「特定同一施設使用」という。）について適用し、施行日前にされた改正前の第８条第２項の申請に係る同一施設使用及び施行日以後にされた新条例第８条第２項の申請に係る同一施設使用（特定同一施設使用を除く。）については、なお従前の例による。

- 3 新条例第１６条の規定は、附則第１項ただし書に規定する規定の施行の日以後の施設及びその附属設備の利用に係る料金について適用する。

議案第4号資料

柏市民文化会館条例の一部を改正する条例について

柏市民文化会館条例（昭和47年柏市条例第25号）新旧対照表

改正前	改正後
(指定管理者に行わせる業務の範囲) 第4条の3 前条の規定により指定管理者に行わせる会館の管理に係る業務は、次に掲げるとおりとする。 (1)及び(2) 略 (3) 第8条の規定による使用の許可等、<u>第9条の規定による使用の変更の許可等及び第10条ただし書の規定による使用の期間の制限の解除に関する</u>こと。 (4)から(6)まで 略 (7) 第14条の規定による利用料金の収受等、第16条の規定による利用料金の<u>減額</u>及び第17条の規定による利用料金の返還に関すること。 (8)から(13)まで 略 (<u>使用の期間の制限</u>) <u>第10条 同一の個人又は団体による同一の施設の使用は、次に掲げる場合に該当しない場合に限</u>り、行うことができる。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。 (1) <u>同一の施設に係る午前9時から午後10時までの間の連続した使用を6日間以上連続して行う場合</u> (2) <u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める場合</u> ア <u>同一の施設に係る午前9時から午後10時までの間の連続した使用を5日間連続して行う場合</u> 当該使用の期間の初日の前日に当該施設と同一の施設に係る午後6時以後の使用を行い、又は当該使用の期間の末日の翌日に当該施設と同一の施設に係る午前12時以前の使用を行う場合 イ <u>同一の施設に係る午前9時から午後10時までの間の連続した使用を4日間連続して行う場合</u> 当該使用の期間の初日の前日に当該施設と同一の施設に係る午後6時以後の使用を行い、かつ、当該使用の期間の末日の翌日に当該施設と同一の施設に係る午前12時以前の使用を行う場合 (利用料金の減額) 第16条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を<u>減額する</u>ことができる。 (入場の禁止等) 第19条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該	(指定管理者に行わせる業務の範囲) 第4条の3 前条の規定により指定管理者に行わせる会館の管理に係る業務は、次に掲げるとおりとする。 (1)及び(2) 略 (3) 第8条の規定による使用の許可等及び第9条の規定による使用の変更の許可等に関すること。 (4)から(6)まで 略 (7) 第14条の規定による利用料金の収受等、第16条の規定による利用料金の<u>減免</u>及び第17条の規定による利用料金の返還に関すること。 (8)から(13)まで 略 <u>第10条 削除</u> (利用料金の減免) 第16条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を<u>減額し、又は免除する</u>ことができる。 (入場の禁止等) 第19条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該

当する者の入場を禁止し，又は退場を命じることができる。 <u>(1) 伝染性の疾患がある者</u> <u>(2) 他人に危険を及ぼし，又は他人の迷惑となる行為をする者若しくはするおそれのある者</u> <u>(3) 秩序を乱し，又は保安上危険である者</u> (市長による管理等) 第19条の4 指定管理者の指定の取消し等により指定管理者に会館の管理を行わせることができない場合におけるこの条例の規定の適用については，第4条の4及び第4条の5中「指定管理者が必要と認めるときは，市長の承認を得て」とあるのは「市長が必要と認めるときは」と，第5条から第13条の2まで及び第18条の3から第19条の2までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。 2及び3 略	当する者の入場を禁止し，又は退場を命じることができる。 <u>(1) 公の秩序を乱し，又は保安上危険を及ぼすおそれのある者</u> <u>(2) 他人に危害を及ぼし，又は迷惑となる物品又は動物を携行する者</u> <u>(3) 前2号に掲げる者のほか，会館の管理運営に支障を及ぼすおそれがあると認められる者</u> (市長による管理等) 第19条の4 指定管理者の指定の取消し等により指定管理者に会館の管理を行わせることができない場合におけるこの条例の規定の適用については，第4条の4及び第4条の5中「指定管理者が必要と認めるときは，市長の承認を得て」とあるのは「市長が必要と認めるときは」と，第5条から第9条まで，第11条から第13条の2まで及び第18条の3から第19条の2までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。 2及び3 略
--	--

柏市アミューゼ柏条例の一部を改正する条例の制定について

柏市アミューゼ柏条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

同一の個人又は団体による同一の施設の連続した期間の使用に係る制限を廃止したいので提案する。

柏市条例第 号

柏市アミュゼ柏条例の一部を改正する条例

柏市アミュゼ柏条例（平成10年柏市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条の3第3号中「許可等，」を「許可等及び」に改め，「及び第9条ただし書の規定による使用の期間の制限の解除」を削る。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第18条の2第1項中「第4条から」の次に「第8条まで，第10条から」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，公布の日から起算して1年5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の柏市アミュゼ柏条例（以下「新条例」という。）の規定は，この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた新条例第7条第2項の申請に係る同一の個人又は団体による同一の施設（新条例第3条の5に規定する施設をいう。）の使用（以下「同一施設使用」という。）（施行日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日以後の日を含んだ連続した同一施設使用に限る。以下「特定同一施設使用」という。）について適用し，施行日前にされた改正前の第7条第2項の申請に係る同一施設使用及び施行日以後にされた新条例第7条第2項の申請に係る同一施設使用（特定同一施設使用を除く。）については，なお従前の例による。

議案第5号資料

柏市アミューゼ柏条例の一部を改正する条例について

柏市アミューゼ柏条例（平成10年柏市条例第29号）新旧対照表

改正前	改正後
(指定管理者に行わせる業務の範囲) 第3条の3 前条の規定により指定管理者に行わせるアミューゼ柏の管理に係る業務は、次に掲げるとおりとする。 (1)及び(2) 略 (3) 第7条の規定による施設の使用の許可等、<u>第8条の規定による施設の使用の変更の許可等及び第9条ただし書の規定による使用の期間の制限の解除に関する</u>こと。 (4)から(12)まで 略 <u>(使用の期間の制限)</u> 第9条 同一の個人又は団体による同一の施設の使用は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場合に該当しない場合に限り、行うことができる。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。 (1) <u>クリスタルホール及びプラザ 同一の施設に係る午前9時から午後10時までの間の連続した使用を7日間以上連続して行う場合及び次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める場合</u> <u>ア 同一の施設に係る午前9時から午後10時までの間の連続した使用を6日間連続して行う場合 当該使用の期間の初日の前日に当該施設と同一の施設に係る午後6時以後の使用を行い、又は当該使用の期間の末日の翌日に当該施設と同一の施設に係る午前12時以前の使用を行う場合</u> <u>イ 同一の施設に係る午前9時から午後10時までの間の連続した使用を5日間連続して行う場合 当該使用の期間の初日の前日に当該施設と同一の施設に係る午後6時以後の使用を行い、かつ、当該使用の期間の末日の翌日に当該施設と同一の施設に係る午前12時以前の使用を行う場合</u> (2) <u>リハーサル室 リハーサル室に係る午後6時以後の使用を行い、かつ、当該使用の日の翌日にリハーサル室に係る午前12時以前の使用を行う場合(クリスタルホール又はプラザの使用に伴い当該使用のために必要な準備の目的その他当該使用の目的に付随した目的で使用する場合であって、クリスタルホール又はプラザの当該使用の期間と同一の期間でリハーサル室を使用するときを除く。)</u>	(指定管理者に行わせる業務の範囲) 第3条の3 前条の規定により指定管理者に行わせるアミューゼ柏の管理に係る業務は、次に掲げるとおりとする。 (1)及び(2) 略 (3) 第7条の規定による施設の使用の許可等<u>及び第8条の規定による施設の使用の変更の許可等に関する</u>こと。 (4)から(12)まで 略 第9条 削除

(市長による管理等) 第18条の2 指定管理者の指定の取消し等により指定管理者にアミューゼ柏の管理を行わせることができない場合におけるこの条例の規定の適用については、第3条の4及び第3条の5中「指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が必要と認めるときは」と、第4条から第13条まで及び第16条の3から第16条の5までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。 2及び3 略	(市長による管理等) 第18条の2 指定管理者の指定の取消し等により指定管理者にアミューゼ柏の管理を行わせることができない場合におけるこの条例の規定の適用については、第3条の4及び第3条の5中「指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が必要と認めるときは」と、第4条から第8条まで、第10条から第13条まで及び第16条の3から第16条の5までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。 2及び3 略
--	--

柏市特殊詐欺被害防止等条例の一部を改正する条例の制定について

柏市特殊詐欺被害防止等条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

特殊詐欺の定義等を改めたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市特殊詐欺被害防止等条例の一部を改正する条例

柏市特殊詐欺被害防止等条例（平成28年柏市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 特殊詐欺 電話，郵便，電子メールその他の通信手段を用いて，面識のない者を欺き，若しくは畏怖させて，指定する預貯金口座に現金を振り込ませ，若しくは現金，キャッシュカード等を自己若しくは第三者に交付させる行為その他これらに類する行為であって，詐欺（刑法（明治40年法律第45号）第246条の罪をいう。），電子計算機使用詐欺（同法第246条の2の罪をいう。）若しくは恐喝（同法第249条の罪をいう。）に当たるもの又は面識のない者を欺いてキャッシュカード等を窃取する行為であって，窃盗（同法第235条の罪をいう。）に当たるものをいう。

第2条中第2号から第10号までを削り，第11号を第2号とし，同号の次に次の1号を加える。

- (3) 事業者 市内において，特殊詐欺の手段として利用され，又は利用されるおそれがある商品等の流通及び役務の提供を業として行う者をいう。

第2条第12号を削る。

第7条第1項第2号中「特殊詐欺と疑われる不審な電話，郵便物等を受けた」を「不審な電話を受け，郵便物又は電子メールを受け取る等の特殊詐欺の疑いのある行為をされた」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第6号資料

柏市特殊詐欺被害防止等条例の一部を改正する条例について

柏市特殊詐欺被害防止等条例（平成28年柏市条例第14号）新旧対照表

改正前	改正後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 特殊詐欺 対面することなく面識のない不特定の者を欺いた上で指定した預金口座又は貯金口座(以下「<u>預貯金口座</u>」という。)に現金を振り込ませる等の行為で、オレオレ詐欺、預貯金詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺その他詐欺等(詐欺(刑法(明治40年法律第45号)第246条の罪に当たる行為をいう。以下同じ。))若しくは電子計算機使用詐欺(刑法第246条の2の罪に当たる行為をいう。以下同じ。))又は恐喝(刑法第249条の罪に当たる行為をいう。)をいう。)に当たるもの及びキャッシュカード詐欺盗をいう。 (2) オレオレ詐欺 親族を装い電話をかけ、当該親族がその勤務先の物件を横領したことによりその補填のため直ちに現金が必要であると欺き、その指定する預貯金口座に現金を振り込ませる手口その他これに類する方法による詐欺をいう。 (3) 預貯金詐欺 警察官又は銀行協会等の職員を装い電話をかけ、預貯金口座が悪用されている等の虚偽の情報により人を欺き、キャッシュカード等を交付させる手口その他これに類する方法による詐欺をいう。 (4) 架空料金請求詐欺 ウェブサイトの利用の事実をねつ造し、当該利用に係る料金を請求する文書を送付して、その指定する預貯金口座に現金を振り込ませる手口その他これに類する方法による詐欺をいう。 (5) 融資保証金詐欺 融資を行う意思がないにもかかわらず、当該融資の申込みを誘い、当該申込みをした者に対してあらかじめ当該融資を受けるための条件として金銭の納付を求め、その指定する預貯金口座に現金を振り込ませる手口その他これに類する方法による詐欺をいう。 (6) 還付金詐欺 国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する職員を装い、医療費、税金、年金に係る保険料等の還付金その他の給付金があると欺き、その受領	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 特殊詐欺 電話、郵便、電子メールその他の通信手段を用いて、面識のない者を欺き、若しくは畏怖させて、指定する預貯金口座に現金を振り込ませ、若しくは現金、キャッシュカード等を自己若しくは第三者に交付させる行為その他これらに類する行為であつて、詐欺(刑法(明治40年法律第45号)第246条の罪をいう。)、電子計算機使用詐欺(同法第246条の2の罪をいう。))若しくは恐喝(同法第249条の罪をいう。))に当たるもの又は面識のない者を欺いてキャッシュカード等を窃取する行為であつて、窃盗(同法第235条の罪をいう。))に当たるものをいう。

の手續をかたり現金自動預入払出兼用機を操作させて預貯金口座間の送金により現金を振り込ませる手口その他これに類する方法による詐欺又は電子計算機使用詐欺をいう。

(7) 金融商品詐欺 金融商品の取引等に係る虚偽の情報を提供した上で現金をだまし取る手口その他これに類する方法による詐欺をいう。

(8) ギャンブル詐欺 ギャンブル等依存症対策基本法(平成30年法律第74号)第2条のギャンブル等、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第2条第2項の加算型当せん金付証票その他の射幸行為に係る虚偽の情報を提供した上で現金をだまし取る手口その他これに類する方法による詐欺をいう。

(9) 交際あつせん詐欺 異性との交際のあつせんに係る虚偽の情報を提供した上で現金をだまし取る手口その他これに類する方法による詐欺をいう。

(10) キャッシュカード詐欺盗 警察官又は銀行協会等の職員を装い電話をかけ、キャッシュカードが悪用されている等の虚偽の情報を提供した上で当該キャッシュカード等を準備させ、当該キャッシュカード等を窃取する手口その他これに類する方法による窃盗(刑法第235条の罪に当たる行為をいう。)をいう。

(11) 略

(12) 事業者 次に掲げる者であつて、市内で事業活動を行うものをいう。

ア 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(平成19年法律第133号)第2条第1項に規定する金融機関

イ 自己が所有し、又は管理する土地又は建物に現金自動預入払出兼用機を設置させている者

ウ 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第39条第1号に規定する貨物自動車運送事業者(当該貨物自動車運送事業者のための貨物運送に係る契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者を含む。)

エ 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(平成17年法律

(2) 略

(3) 事業者 市内において、特殊詐欺の手段として利用され、又は利用されるおそれがある商品等の流通及び役務の提供を業として行う者をいう。

<u>第31号)第2条第3項に規定する携帯音声通信事業者, 同法第6条第1項に規定する媒介業者等及び同法第10条第1項に規定する貸与業者</u> <u>オ 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者(宅地又は建物の売買, 交換又は貸借の代理又は媒介をする行為を業として行う者に限る。)</u> <u>カ アからオまでに掲げる者のほか, 特殊詐欺の犯行の態様に鑑み, 当該犯行の手段として利用され, 又は利用されるおそれがある商品等の流通及び役務の提供を業として行う者</u> (通報等) 第7条 市民等は, 次の各号のいずれか(当該市民等であつて, 市内に勤務先又は通学先があるものにあっては, 第1号)に該当するときは, 警察官又は事業者への通報その他の適切な措置を講じるよう努めるものとする。 (1) 略 (2) 自己又は自己と同一の世帯に属する者が<u>特殊詐欺と疑われる不審な電話, 郵便物等を受けたとき。</u> 2 略	(通報等) 第7条 市民等は, 次の各号のいずれか(当該市民等であつて, 市内に勤務先又は通学先があるものにあっては, 第1号)に該当するときは, 警察官又は事業者への通報その他の適切な措置を講じるよう努めるものとする。 (1) 略 (2) 自己又は自己と同一の世帯に属する者が<u>不審な電話を受け, 郵便物又は電子メールを受け取る等の特殊詐欺の疑いのある行為をされたとき。</u> 2 略
---	---

柏市児童福祉審議会条例の制定について

柏市児童福祉審議会条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

児童福祉に関する事項の調査審議等をするため、柏市児童福祉審議会を設置したいので提案する。

柏市児童福祉審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、柏市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第8条第3項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第25条に規定する幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関とする。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議することその他法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第7条の規定による調査審議並びに答申及び意見具申をすること。
- (3) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第7条の規定による調査審議並びに答申及び意見具申をすること。
- (4) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- (5) 認定こども園法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- (6) 市長の諮問に応じ、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号）第5条に規定する成育医療等の提供に関する施策について調査審議すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ児童福祉に関する重要な事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 市長は、審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 児童の福祉に関する事業に従事する者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、2年以内とする。

4 臨時委員の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、当該臨時委員は、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下この条及び次条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 現に在任する委員の総数の4分の1以上の者から会議に付議すべき事項を示して会議を招集すべき旨の請求があったときは、会長は、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員のうち出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところ

による。

5 前2項の規定にかかわらず、感染症のまん延の防止の必要その他のやむを得ない事情があると会長が認めるときは、委員及び議事に関係のある臨時委員に議事に係る意見を求め、その半数以上から意見書の提出があった場合に限り、会長の決定をもって会議の議決に代えることができる。

6 会長は、前項の決定をしたときは、遅滞なく、当該決定について委員及び議事に関係のある臨時委員に報告しなければならない。
(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要に応じて委員及び臨時委員以外の関係者に対し、会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 審議会は、第2条各号に掲げる事項のうち特定の事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長に事故があるときは、部会長が部会に属する委員のうちからあらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

5 審議会は、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

6 前2条の規定は、部会の会議及び意見の聴取等について準用する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年2月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第3条第3項の規定による委員の委嘱に関し必要な行為は、こ

の条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、同項の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

- 3 令和10年4月30日までの間に審議会の委員に委嘱される者（附則第5項の規定により施行日をもって審議会の委員に委嘱されたものとみなされる者を除く。）の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。

（柏市健康福祉審議会条例の一部改正）

- 4 柏市健康福祉審議会条例（平成19年柏市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「第12条第1項に規定する」の次に「精神障害者福祉に関する」を、「調査審議する」の次に「社会福祉に関する」を加え、「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第25条に規定する幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関」を削る。

第2条第1号中「，児童福祉」を削り，同条第2号を削り，同条第3号を同条第2号とし，同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め，同号を同条第3号とし，同条第5号を同条第4号とする。

第3条第1項中「50人」を「45人」に改める。

第7条第3号を削り，同条第4号を同条第3号とし，同条第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第9条第1項第2号を削り，同項第3号を同項第2号とし，同項第4号を同項第3号とし，同項第5号中「第2条第3号」を「第2条第2号」に改め，同号を同項第4号とし，同項第6号中「第7条第7号」を「第7条第6号」に改め，同号を同項第5号とする。

第12条第3項を削り，同条第4項を同条第3項とする。

（柏市健康福祉審議会条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の柏市健康福祉審議会条例（以下「旧条例」という。）第1条第1項の柏市健康福祉審議会（以下「健康福祉審議会」という。）の委員に委嘱されている者（旧条例第9条第2項の規定により児童健康福祉専

門分科会の委員に指名された者に限る。)は、施行日をもって審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、施行日における健康福祉審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 6 施行日前に健康福祉審議会にされた諮問（旧条例第9条第1項第2号に掲げる児童健康福祉専門分科会が調査審議を行う事項に係るものに限る。）であって、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは審議会にされた諮問とみなし、当該諮問について健康福祉審議会がした調査審議の手続は審議会がした調査審議の手続とみなす。

（柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部改正）

- 7 次に掲げる条例の規定中「柏市健康福祉審議会条例（平成19年柏市条例第46号）」を「柏市児童福祉審議会条例（令和8年柏市条例第 号）」に、「柏市健康福祉審議会の」を「柏市児童福祉審議会の」に改める。

- (1) 柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例（平成24年柏市条例第40号）第4条第1項
- (2) 柏市放課後児童健全育成事業設備運営基準条例（平成26年柏市条例第27号）第4条第1項
- (3) 柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例（平成26年柏市条例第28号）第4条第1項
- (4) 柏市地域型保育事業設備運営基準条例（平成26年柏市条例第29号）第4条第1項
- (5) 柏市乳児等通園支援事業設備運営基準条例（令和7年柏市条例第35号）第4条第1項

議案第7号資料

柏市児童福祉審議会条例について

柏市健康福祉審議会条例（平成19年柏市条例第46号）新旧対照表（附則第4項関係）

改正前	改正後
(設置) 第1条 略 2 審議会は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項(法第12条第1項に規定する事項を含む。)を調査審議する審議会その他の合議制の機関及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第25条に規定する幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関とする。 (所掌事務) 第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。 (1) 市長の諮問に応じ、<u>児童福祉</u>、精神障害者福祉その他の社会福祉に関する事項を調査審議すること。 (2) <u>市長の諮問に応じ、認定こども園法第25条に規定する事項を調査審議すること。</u> (3) 略 (4) <u>前3号に掲げるもののほか</u>、市長の諮問に応じ、健康福祉に関する重要な事項を調査審議すること。 (5) 略 (組織) 第3条 審議会は、委員<u>50人</u>以内をもって組織する。 2及び3 略 (専門分科会) 第7条 審議会に、次に掲げる専門分科会を置く。 (1)及び(2) 略 (3) <u>児童健康福祉専門分科会</u> (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (民生委員審査専門分科会以外の専門分科会の所掌事務等) 第9条 次の各号に掲げる専門分科会は、審議会の所掌事務のうちそれぞれ当該各号に掲げる事項を調査審議する。 (1) 略 (2) <u>児童健康福祉専門分科会 児童及び母子</u>	(設置) 第1条 略 2 審議会は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項(法第12条第1項に規定する<u>精神障害者福祉に関する事項</u>を含む。)を調査審議する<u>社会福祉に関する</u>審議会その他の合議制の機関とする。 (所掌事務) 第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。 (1) 市長の諮問に応じ、精神障害者福祉その他の社会福祉に関する事項を調査審議すること。 (2) 略 (3) <u>前2号に掲げるもののほか</u>、市長の諮問に応じ、健康福祉に関する重要な事項を調査審議すること。 (4) 略 (組織) 第3条 審議会は、委員<u>45人</u>以内をもって組織する。 2及び3 略 (専門分科会) 第7条 審議会に、次に掲げる専門分科会を置く。 (1)及び(2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (民生委員審査専門分科会以外の専門分科会の所掌事務等) 第9条 次の各号に掲げる専門分科会は、審議会の所掌事務のうちそれぞれ当該各号に掲げる事項を調査審議する。 (1) 略

<u>の健康福祉に関する事項並びに第2条第2号に規定する事項</u> (3) 略 (4) 略 (5) 健康増進専門分科会 第2条第3号に規定する事項 (6) 第7条第7号の規則で定める専門分科会 前条第1項及び前各号に規定する事項のほか、規則で定める事項 2から4まで 略 (社会福祉法等との関係) 第12条 略 2 略 3 児童健康福祉専門分科会は、法第12条第2項において読み替えて適用される法第11条第1項に規定する児童福祉専門分科会とする。 4 略	(2) 略 (3) 略 (4) 健康増進専門分科会 第2条第2号に規定する事項 (5) 第7条第6号の規則で定める専門分科会 前条第1項及び前各号に規定する事項のほか、規則で定める事項 2から4まで 略 (社会福祉法等との関係) 第12条 略 2 略 3 略
---	--

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例（平成24年柏市条例第40号）新旧対照表（附則第7項第1号関係）

改正前	改正後
(最低基準の向上) 第4条 市長は、<u>柏市健康福祉審議会条例(平成19年柏市条例第46号)</u>第1条第1項の規定により置かれた<u>柏市健康福祉審議会</u>の意見を聴き、特定児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。 2 略	(最低基準の向上) 第4条 市長は、<u>柏市児童福祉審議会条例(令和8年柏市条例第 号)</u>第1条第1項の規定により置かれた<u>柏市児童福祉審議会</u>の意見を聴き、特定児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。 2 略

柏市放課後児童健全育成事業設備運営基準条例（平成26年柏市条例第27号）新旧対照表（附則第7項第2号関係）

改正前	改正後
(最低基準の向上) 第4条 市長は、<u>柏市健康福祉審議会条例(平成19年柏市条例第46号)</u>第1条第1項の規定により置かれた<u>柏市健康福祉審議会</u>の意見を聴き、放課後児童健全育成事業を行う者(以下「放課後児童健全育成事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。 2 略	(最低基準の向上) 第4条 市長は、<u>柏市児童福祉審議会条例(令和8年柏市条例第 号)</u>第1条第1項の規定により置かれた<u>柏市児童福祉審議会</u>の意見を聴き、放課後児童健全育成事業を行う者(以下「放課後児童健全育成事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。 2 略

柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例（平成26年柏市条例第28号）新旧対照表（附則第7項第3号関係）

改正前	改正後
(設備運営基準の向上) 第4条 市長は、<u>柏市健康福祉審議会条例(平成19年柏市条例第46号)</u>第1条第1項の規定により置かれた<u>柏市健康福祉審議会</u>の意見を聴き、幼	(設備運営基準の向上) 第4条 市長は、<u>柏市児童福祉審議会条例(令和8年柏市条例第 号)</u>第1条第1項の規定により置かれた<u>柏市児童福祉審議会</u>の意見を聴き、幼保

保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。	連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。
2 略	2 略

柏市地域型保育事業設備運営基準条例（平成26年柏市条例第29号）新旧対照表（附則第7項第4号関係）

改正前	改正後
（設備運営基準の向上） 第4条 市長は、 <u>柏市健康福祉審議会条例(平成19年柏市条例第46号)</u> 第1条第1項の規定により置かれた <u>柏市健康福祉審議会</u> の意見を聴き、地域型保育事業を行う者(以下「地域型保育事業者」という。))に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。	（設備運営基準の向上） 第4条 市長は、 <u>柏市児童福祉審議会条例(令和8年柏市条例第 号)</u> 第1条第1項の規定により置かれた <u>柏市児童福祉審議会</u> の意見を聴き、地域型保育事業を行う者(以下「地域型保育事業者」という。))に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。
2 略	2 略

柏市乳児等通園支援事業設備運営基準条例（令和7年柏市条例第35号）新旧対照表（附則第7項第5号関係）

改正前	改正後
（設備運営基準の向上） 第4条 市長は、 <u>柏市健康福祉審議会条例(平成19年柏市条例第46号)</u> 第1条第1項の規定により置かれた <u>柏市健康福祉審議会</u> の意見を聴き、乳児等通園支援事業を行う者(以下「乳児等通園支援事業者」という。))に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。	（設備運営基準の向上） 第4条 市長は、 <u>柏市児童福祉審議会条例(令和8年柏市条例第 号)</u> 第1条第1項の規定により置かれた <u>柏市児童福祉審議会</u> の意見を聴き、乳児等通園支援事業を行う者(以下「乳児等通園支援事業者」という。))に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。
2 略	2 略

柏市児童相談所条例の制定について

柏市児童相談所条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

児童相談所設置市としての指定に伴い，児童相談所の名称，位置及び管轄区域を定めたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市児童相談所条例

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項の規定により，児童相談所を設置する。

(名称等)

第2条 児童相談所の名称，位置及び管轄区域は，次のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
柏市児童相談所	柏市十余二三番六10	本市の区域

附 則

この条例は，令和9年2月1日から施行する。

柏市こども・若者相談センター条例の制定について

柏市こども・若者相談センター条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

こども及び若者の健やかな育ち並びに家庭及び地域における子育てを総合的に支援するため、柏市こども・若者相談センターを設置したいので提案する。

柏市条例第 号

柏市こども・若者相談センター条例

(設置)

第1条 こども及び若者の健やかな育ち並びに家庭及び地域における子育てを総合的に支援するため、柏市こども・若者相談センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 センターの位置は、柏市十倉二丁目三番六号とする。

(センターに置く施設等)

第3条 センターに、柏市児童相談所条例（令和8年柏市条例第 号）第2条に規定する柏市児童相談所のほか、はぐはぐひろば若柴、青少年の居場所その他の施設を置く。

(はぐはぐひろば若柴)

第4条 はぐはぐひろば若柴は、親子を中心とした多様な交流を創出し、子育てに関する情報の提供及び発信をし、並びに親子で遊び、及び学ぶ場を提供することを目的とする施設とする。

(はぐはぐひろば若柴の使用者の範囲)

第5条 はぐはぐひろば若柴を使用することができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 乳児及び幼児（以下「乳幼児」という。）並びに乳幼児の保護者

(2) 妊婦及び妊婦の介助者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者
(はぐはぐひろば若柴で実施する事業)

第6条 市長は、はぐはぐひろば若柴において、地域子育て支援拠点事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業をいう。）及び利用者支援事業（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に規定する事業をいう。）を実施する。

第7条 前条に規定する事業は、次に掲げる者を対象に実施する。

(1) 乳幼児の保護者又は妊婦であって、規則で定めるところによ

り市長の登録を受けたもの

(2) 前号の登録を受けた乳幼児の保護者が監護する乳幼児

(3) 第1号の登録を受けた妊婦の介助者

(4) 前3号に掲げる者のほか、規則で定める者

2 市長は、前項第1号の登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により当該登録を受けたとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(青少年の居場所)

第8条 青少年の居場所は、青少年に自主的な活動の場及び交流の場を提供し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする施設とする。

(多目的室の使用の許可等)

第9条 センターの施設のうち、多目的室を使用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとするものは、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。この場合において、使用許可を受けようとするもの（規則で定める団体に限る。）があらかじめ市長の登録（以下「団体登録」という。）を受けているときは、他に優先して当該申請をすることができる。

3 市長は、多目的室を使用しようとするものが次の各号のいずれかに該当するとき又はセンターの管理運営上支障があると認めるときは、使用許可をしないことができる。

(1) 営利を目的として使用すると認めるとき。

(2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(多目的室の使用中止の届出)

第10条 使用許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、多目的室の使用を中止しようとするときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(多目的室の使用許可の取消し等)

第11条 市長は、前条の規定による届出があったときは、使用許可を取り消すものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は多目的室の使用を制限することができる。

- (1) 使用者が偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 災害その他の事故により多目的室を使用することができなくなったとき又は本市が多目的室を使用する必要があるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(多目的室の団体登録の取消し等)

第12条 市長は、団体登録を受けた団体が次の各号のいずれかに該当するときは、又は市長が特に必要があると認めるときは、当該団体登録を取り消し、又は当該団体登録の効力を停止することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により団体登録を受けたとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(多目的室の使用料)

第13条 使用者は、規則で定めるところにより別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

(多目的室の使用料の減免)

第14条 市長は、規則で定めるところにより前条の使用料の減額又は免除をすることができる。

(多目的室の使用料の返還)

第15条 既に納付した第13条の使用料は、返還しない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、当該使用料の全部又は一部の返還をすることができる。

(入場の禁止等)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のセンターへの入場を禁止し、又はセンターからの退場を命じることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は保安上危険を及ぼすおそれのある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物を携行する者
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反した者又はそのおそれのある者

(4) 管理上必要な指示に従わない者

(5) 前各号に掲げる者のほか，センターの管理運営に支障を及ぼすおそれがあると認められる者

(損害賠償)

第 17 条 センターの施設，設備等に損害を与えた者は，市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし，市長は，やむを得ない理由があると認めるときは，その額を減額し，又は免除することができる。

(委任)

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は，令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし，次の各号に掲げる規定は，当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日から起算して 4 月を超えない範囲内において規則で定める日

(2) 附則第 3 項の規定 公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日

(準備行為)

2 使用許可，団体登録，第 10 条の規定による届出，第 11 条の規定による使用許可の取消し，第 12 条の規定による団体登録の取消し等，第 13 条の規定による使用料の徴収及び第 14 条の規定による使用料の減額又は免除並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は，この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても，第 9 条から第 14 条までの規定の例により行うことができる。

3 第 7 条第 1 項第 1 号の登録及びこれに関し必要な手続その他の行為は，施行日前においても，同号の規定の例により行うことができる。

別表（第 13 条）

施 設		単 位 （ 時 間 ）	使用料の額（円）
多 目 的 室	多目的室 A	3	1 , 3 5 0
	多目的室 B	3	9 8 0
	多目的室 A ・ B	3	2 , 3 3 0

備 考

- 1 市内に住所を有する個人（以下「市民」という。）以外の個人又は次に掲げる団体（営利を目的とする団体（以下「営利団体」という。）を除く。）が使用する場合の使用料の額は、この表に定める額の2倍に相当する額とする。
 - (1) 法人であって、本市の区域内に主たる事務所を有しないもの
 - (2) 法人以外の団体（市長が別に定める団体に限る。）であって、その構成員の過半数が市民以外の個人であるもの
 - (3) 法人以外の団体（前号に掲げる団体を除く。）であって、その代表者の住所が本市の区域内にないもの
- 2 営利団体が使用する場合（次項に該当する場合を除く。）の使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 営利団体であって、本市の区域内に主たる事務所（主たる事務所を有しない営利団体にあつては、当該営利団体の代表者の住所）を有しないものが使用する場合の使用料の額は、この表に定める額の4倍に相当する額とする。

柏市地域子育て支援施設条例の一部を改正する条例の制定について

柏市地域子育て支援施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

柏市地域子育て支援施設の利用に係る手続等を改めるとともに、柏市地域子育て支援施設において一時預かり事業を行うこととしたので提案する。

柏市条例第 号

柏市地域子育て支援施設条例の一部を改正する条例

柏市地域子育て支援施設条例（令和５年柏市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第１条中「提供する」の次に「とともに，子育てに係る保護者の負担を軽減するための乳児及び幼児（以下「乳幼児」という。）の一時預かりを行う」を加える。

第２条の表中

「	柏市地域子育て支援施設	を	「	はぐはぐひろば柏たなか	」
---	-------------	---	---	-------------	---

改める。

第４条から第６条までを次のように改める。

（実施する事業）

第４条 市長は，地域子育て支援施設において，次に掲げる事業を実施する。

- (1) 地域子育て支援拠点事業（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第６条の３第６項に規定する地域子育て支援拠点事業をいう。）及び利用者支援事業（子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第５９条第１号に規定する事業をいう。）
- (2) 一時預かり事業（法第６条の３第７項に規定する一時預かり事業をいう。）

（地域子育て支援拠点事業及び利用者支援事業）

第５条 前条第１号に掲げる事業は，次に掲げる者を対象に実施する。

- (1) 乳幼児の保護者又は妊婦であって，規則で定めるところにより市長の登録を受けたもの
- (2) 前号の登録を受けた乳幼児の保護者が監護する乳幼児
- (3) 第１号の登録を受けた妊婦の介助者

(4) 前 3 号に掲げる者のほか、規則で定める者

2 市長は、前項第 1 号の登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により当該登録を受けたとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(一時預かり事業の登録)

第 6 条 第 4 条第 2 号に掲げる事業は、次に掲げる要件（市長が特に認める場合にあっては、第 1 号又は第 3 号に掲げる要件を除く。第 4 項第 1 号において「登録要件」という。）を満たす乳幼児の保護者であって、あらかじめ市長の登録を受けたものを対象に実施する。

(1) 市内に住所を有していること。

(2) 生後 6 か月から小学校就学の始期に達するまでの者であること。

(3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する幼稚園、法第 39 条第 1 項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園その他規則で定める施設等に入所等をしていないこと。

2 前項の登録（以下「一時預かり登録」という。）を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請をしなければならない。

3 市長は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、一時預かり登録をしないものとする。

(1) 当該申請において一時預かりの対象とした乳幼児（次項第 1 号において「対象乳幼児」という。）に対し、安全な保育を実施することができないと認めるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、第 4 条第 2 号に掲げる事業の運営に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、一時預かり登録を取り消すことができる。

(1) 一時預かり登録に係る対象乳幼児が登録要件を欠くに至ったとき。

(2) 一時預かり登録を受けた者が偽りその他不正の手段により当該一時預かり登録を受けたとき。

(3) 一時預かり登録を受けた者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

第8条を第10条とし、第7条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

(一時預かり事業の利用)

第7条 一時預かり登録を受けた者は、第4条第2号に掲げる事業を利用しようとするときは、規則で定めるところにより市長に申込みを行い、その承諾を得なければならない。

2 前項の申込みをした者は、第4条第2号に掲げる事業を利用する際に、当該利用する日の分の使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

3 前項の使用料の額は、第1項の申込みに係る時間1時間当たり500円とする。この場合において、当該申込みに係る時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて算出するものとする。

4 市長は、規則で定めるところにより第2項の使用料の減額又は免除をすることができる。

5 既に納付した第2項の使用料は、返還しない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、当該使用料の全部又は一部の返還をすることができる。

(入館の禁止等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の地域子育て支援施設への入館を禁止し、又は地域子育て支援施設からの退館を命じることができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は保安上危険を及ぼすおそれのある者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物を携行する者

(3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反した者又はそのおそれのある者

(4) 管理上必要な指示に従わない者

(5) 前各号に掲げる者のほか、地域子育て支援施設の管理運営に

支障を及ぼすおそれがあると認められる者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の第5条第1項第1号の登録及びこれに関し必要な手続その他の行為並びに改正後の第6条第2項の申請は、この条例の施行の日前においても、同号及び同項の規定の例により行うことができる。

議案第10号資料

柏市地域子育て支援施設条例の一部を改正する条例について

柏市地域子育て支援施設条例（令和5年柏市条例第24号）新旧対照表

改正前	改正後								
(設置) 第1条 親子を中心とした多様な交流を創出し、子育てに関する情報の提供及び発信をし、並びに親子で遊び、及び学ぶ場を提供することにより、乳幼児の健やかな育ちを総合的に支援し、もって子育て環境の向上及び福祉の増進に寄与するため、地域子育て支援施設を設置する。 (名称及び位置) 第2条 地域子育て支援施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>柏市地域子育て支援施設</td><td>略</td></tr> </table> (使用の許可等) 第4条 地域子育て支援施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可(以下「許可」という。)を受けなければならない。	名称	位置	柏市地域子育て支援施設	略	(設置) 第1条 親子を中心とした多様な交流を創出し、子育てに関する情報の提供及び発信をし、並びに親子で遊び、及び学ぶ場を提供するとともに、<u>子育てに係る保護者の負担を軽減するための乳児及び幼児(以下「乳幼児」という。)の一時預かりを行うことにより</u>、乳幼児の健やかな育ちを総合的に支援し、もって子育て環境の向上及び福祉の増進に寄与するため、地域子育て支援施設を設置する。 (名称及び位置) 第2条 地域子育て支援施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>はぐはぐひろば柏たなか</td><td>略</td></tr> </table> (実施する事業) 第4条 市長は、地域子育て支援施設において、次に掲げる事業を実施する。 (1) <u>地域子育て支援拠点事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業をいう。)及び利用者支援事業(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条第1号に規定する事業をいう。)</u> (2) <u>一時預かり事業(法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業をいう。)</u>	名称	位置	はぐはぐひろば柏たなか	略
名称	位置								
柏市地域子育て支援施設	略								
名称	位置								
はぐはぐひろば柏たなか	略								
2 <u>許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。</u> 3 <u>市長は、許可に際し、地域子育て支援施設の管理運営上必要な条件を付することができる。</u> 4 <u>市長は、第2項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するとき又は地域子育て支援施設の管理運営上支障があると認めるときは、許可をしないことができる。</u> (1) <u>前条各号のいずれにも該当しないとき。</u> (2) <u>公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。</u> (3) <u>地域子育て支援施設を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。</u> (4) <u>営利を目的として使用すると認めるとき。</u>									

(5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(許可の取消し等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の停止を命じることができる。

(1) 許可を受けた者(以下「使用者」という。)が偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(2) 使用者が使用の目的又は条件に違反して使用したとき。

(3) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(4) 災害その他の事故により使用者が地域子育て支援施設の使用ができなくなったとき又は本市が地域子育て支援施設を使用する必要が生じたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(使用料)

第6条 地域子育て支援施設の使用料は、徴収しない。

(地域子育て支援拠点事業及び利用者支援事業)

第5条 前条第1号に掲げる事業は、次に掲げる者を対象に実施する。

(1) 乳幼児の保護者又は妊婦であって、規則で定めるところにより市長の登録を受けたもの

(2) 前号の登録を受けた乳幼児の保護者が監護する乳幼児

(3) 第1号の登録を受けた妊婦の介助者

(4) 前3号に掲げる者のほか、規則で定める者

2 市長は、前項第1号の登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により当該登録を受けたとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(一時預かり事業の登録)

第6条 第4条第2号に掲げる事業は、次に掲げる要件(市長が特に認める場合にあっては、第1号又は第3号に掲げる要件を除く。第4項第1号において「登録要件」という。)を満たす乳幼児の保護者であって、あらかじめ市長の登録を受けたものを対象に実施する。

(1) 市内に住所を有していること。

(2) 生後6か月から小学校就学の始期に達するまでの者であること。

(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園、法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園その他規則で定める施設等に入所等をしていないこと。

2 前項の登録(以下「一時預かり登録」という。)を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請をしなければならない。

3 市長は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、一時預かり登録をしないものとする。

(1) 当該申請において一時預かりの対象とし

た乳幼児(次項第1号において「対象乳幼児」という。)に対し、安全な保育を実施することができないと認めるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、第4条第2号に掲げる事業の運営に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、一時預かり登録を取り消すことができる。

(1) 一時預かり登録に係る対象乳幼児が登録要件を欠くに至ったとき。

(2) 一時預かり登録を受けた者が偽りその他不正の手段により当該一時預かり登録を受けたとき。

(3) 一時預かり登録を受けた者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(一時預かり事業の利用)

第7条 一時預かり登録を受けた者は、第4条第2号に掲げる事業を利用しようとするときは、規則で定めるところにより市長に申込みを行い、その承諾を得なければならない。

2 前項の申込みをした者は、第4条第2号に掲げる事業を利用する際に、当該利用する日の分の使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

3 前項の使用料の額は、第1項の申込みに係る時間1時間当たり500円とする。この場合において、当該申込みに係る時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて算出するものとする。

4 市長は、規則で定めるところにより第2項の使用料の減額又は免除をすることができる。

5 既に納付した第2項の使用料は、返還しない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、当該使用料の全部又は一部の返還をすることができる。

(入館の禁止等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の地域子育て支援施設への入館を禁止し、又は地域子育て支援施設からの退館を命じることができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は保安上危険を及ぼすおそれのある者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物を携行する者

(3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反した者又はそのおそれのある者

(4) 管理上必要な指示に従わない者

(5) 前各号に掲げる者のほか、地域子育て支援施設の管理運営に支障を及ぼすおそれがあると認められる者

(損害賠償) <u>第7条</u> 略 (委任) <u>第8条</u> 略	(損害賠償) <u>第9条</u> 略 (委任) <u>第10条</u> 略
---	--

